

# 第67回市民総合体育大会開催要項

- 1 趣 旨 スポーツを愛好する多くの市民にスポーツ活動の機会を提供し、スポーツを通じて健康明朗な心身の育成を図ると共に、地域住民相互の親睦を図り、あわせて市民のスポーツの祭典とする。
- 2 主 催 平塚市教育委員会
- 3 主 管 平塚市体育協会
- 4 後 援 平塚市体育振興連絡協議会・平塚市スポーツ推進委員協議会・西相地区高等学校体育連盟
- 5 期 日 平成30年8月18日(土)・19日(日)・25日(土)・26日(日)
  
- 6 競技種目及び会場 (1) 競技種目は、得点の対象となる正式種目と、得点の対象にならない公開種目とする。  
(2) 競技種目及び会場は別紙のとおり。
- 7 競技方法 (1) 地区対抗競技(地区体育振興会単位)とする。  
(2) 団体競技については、各地区1チームとする。ただし、チームを編成することが困難な地区は合併(2地区に限る)して出場できる。  
(3) 本要項に規定されている条項以外は、実施細目及び各競技別規則による。
- 8 表 彰 (1) 総合優勝地区に優勝旗、優勝杯、準優勝地区に準優勝杯を授与する。なお、総合成績6位までの地区に賞状を授与する。  
(2) 各競技種目の優勝地区に優勝杯を授与する。なお、3位(ブロック優勝の場合は2位)までに賞状を授与する。  
(3) 個人競技は3位までに賞状を授与する。ただし、陸上・水泳は優勝者のみ賞状を授与する。  
(4) 次の条件に該当する1地区に敢闘賞(賞状)を授与する。  
ア、 上位6位に入賞した地区を除き、前回大会との順位差が5位以上、上がった地区のうち最も順位差が大きい地区とする。  
なお、該当する地区が複数の場合は、総合成績が上位の地区とする。  
イ、 上記に該当する地区がない場合は、敢闘賞は授与しない。
- 9 順位の設定及び順位点 (1) 総合順位は正式種目競技の順位点を合算し、その得点の多い地区から順次決める。  
(2) 競技別順位点は、参加地区数により決める。  
参加地区数24地区:1位24点、2位23点、以下順次1点差とする。  
参加地区数20地区:1位20点、2位19点、以下順次1点差とする。  
同位の場合はその得点を合算し、平均割とする。  
(3) 雨天等により競技中止となったときは、2回戦以上行った場合はその時点で順位を分ける。ただし、陸上は除く。  
(4) 合併出場地区の得点は、順位得点を2分したものとする。

- 10 参加資格** (1) 参加申込み時に本市に住民票を有し、かつ居住する者で、住民票に記載された地区から出場すること。(地区体育振興会単位)
- (2) 公開種目及び個人戦は本市に住民票を有し、かつ居住する者とする。
- (3) 中学生以下は除く。ただし、一部公開種目は除く。
- (4) 同日開催競技への参加は、1人1競技とする。
- (5) 年齢計算は平成30年4月1日現在とする。
- (6) 監督が選手を兼ねるときは、選手として規定人員内で申し込むこと。
- 11 参加申込** (1) 正式種目は各競技別申込書に必要事項を記入のうえ、各地区で取りまとめて申し込むこと。
- (2) 公開種目は各競技別申込書に必要事項を記入のうえ、スポーツ課又は種目協会(連盟)へ申し込むこと。
- (3) 申込期日 平成30年7月 6日(金) 午後5時まで  
※申込締切後は、一切受け付けない。
- 12 代表者会議** (1) 期 日 平成30年7月12日(木) 抽 選 会 午後6時20分～  
及び抽選会 代表者会議 午後7時～
- 13 注意事項** (1) 選手変更は競技(両日にまたがる競技については両日も可)の開始前までに、チームの責任者が文書をもって届け出て許可を得ること。但し、陸上競技については、当日の午前8時30分までに変更の手続きをすること。
- (2) 選手の変更は、エントリー数の2分の1を超えないこと。但し、射撃競技と剣道競技は2名、陸上競技は5名までの変更を認める。
- (3) 団体競技に無資格者があったときは、そのチームは失格とする。個人競技においては、その個人のみ失格とする。
- (4) 各競技において無資格者が発見された場合は、発見時をもって失格とする。失格の取り扱いは当該試合のみとし、以前の試合にはさかのぼらない。但し、失格となったチーム及び失格者が出たチームには、順位点は与えられない。
- (5) 出場チームのうち、同一の事業所及び学校(高校, 大学)で登録人員の過半数を占めてはならない。
- (6) 各競技別申込書(団体競技)には、必ず「勤務先・学校名」を記入すること。
- (7) 無資格者に関する通報等については主催者、また、審判上の問題については、主管団体に対し、監督が明確な根拠をもって行うものとし、それ以外は一切認めない。
- (8) 異議申し立てに対して、事実関係を確認し、主催者及び主管団体で協議の上、無資格者に関することは主催者、審判上の問題は主管団体が決定する。
- (9) 異議申し立ては、当該試合終了前までとし、試合終了後は認めない。
- (10) 試合時刻に来ない者(チーム)は棄権とみなす。(各種目試合規定のとおり)
- (11) 参加選手は地区名を明記したゼッケンを付けること。
- (12) 選手宣誓の地区は、代表者会議に於いて抽選により決める。